

寒河江市市民文化会館基本使用料

使用区分			午前	午後	夜間	全日	暖房料	冷房料	
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時ま で	午前9時から 午後10時ま で	(30分当た り)	(30分当た り)	
ホール	入場料を徴収しない場合	平日	円 7,700	円 11,000	円 15,400	円 31,900	円 2,740	円 2,200	
		土・日・休日	9,900	15,400	18,700	41,800			
	300円未満の入場料を徴収する場合	平日	10,010	14,300	20,020	41,460			
		土・日・休日	12,870	20,020	24,300	54,340			
	300円以上500円未満の入場料を徴収する場合	平日	11,550	16,500	23,100	47,840			
		土・日・休日	14,850	23,100	28,040	62,700			
	500円以上の入場料を徴収する場合	平日	13,860	19,800	27,720	57,420			
		土・日・休日	17,820	27,720	33,660	75,240			
舞台のみ使用する 場合	平日	2,300	3,300	4,620	9,560	1,370	1,100		
	土・日・休日	2,960	4,620	5,600	12,540				
コピー	販売等営業行為のために使用する 場合		8,580	8,580	10,000	25,740	1,370	1,100	
	その他の目的で使用する 場合		6,600	6,600	7,700	19,800			
楽屋のみ使用			1日 440円 (1室)						
付属設備及び備品類			1付属設備及び1備品につき別に定める額						
備考									
<p>(1) 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。</p> <p>(2) 「入場料を徴収する」とは、入場料の他、名称のいかんにかかわらず、入場者が入場するために会館の使用者に支払う対価(以下「みなし入場料」という。)があると認められる場合をいう。また、入場料及びみなし入場料に格差があるときは、最高の額の入場料に相当する使用区分とする。</p> <p>(3) コピーの使用料は、ホールを使用しない場合の料金とする。</p> <p>(4) 楽屋をホールとともに使用するときは、楽屋の使用料は徴収しない。</p> <p>(5) ホール及びコピーにおける超過時間の使用料は、超過使用とする直前又は直後の許可された各区分(以下「時間区分」という。)の使用料の1時間当たりの額に、その額の3割を加算した額とし、1時間未満は1時間として計算する。ただし、暖房料及び冷房料は、この表に掲げる使用料とする。</p> <p>(6) 時間区分において午前と午後又は午後と夜間を連続して使用する場合に限り、各区分にいたる時間の使用料は徴収しない。</p> <p>(7) 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。</p>									